省　令

○厚生労働省令第十八号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十二第四項の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項に次の一号を加える。

二十四　郵便局株式会社

附　則

この省令は、平成二十三年二月二十八日から施行する。

告　示

○総務省告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、平成十九年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年二月二十四日

総務大臣　片山　善博

［その他の政治団体］の部長州塾のうち5中

「自動車（1　12,000,000　15. 7. 1　台）」を

「自動車（1　1,200,000　15. 7. 1　台）」に改める。

○総務省告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、衆議院議員篠原孝全国後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十年総務省告示第五百十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年二月二十四日

総務大臣　片山　善博

［その他の政治団体］の部衆議院議員篠原孝全国後援会のうち1中

「収入総額　9,151,605」を　8,041,605」に、

「本年収入額　7,903,256」を　6,793,256」に改め、

同部衆議院議員篠原孝全国後援会のうち2中

「支出総額　6,931,512」を　6,331,512」に改め、

同部衆議院議員篠原孝全国後援会のうち3中

「寄附　6,298,775」を　6,178,775」に改め、

「寄附　個人分　5,188,775」を　5,068,775」に改め、

同部衆議院議員篠原孝全国後援会のうち4中

「政治活動費　5,934,580」を　646,370」に改め、

「組織活動費　5,334,580」を　46,370」に改め、

同部衆議院議員篠原孝全国後援会のうち5中

「年間五万円　1,744,000」を　634,000」に改める。

○総務省告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、憂國志皇會から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百七十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十二年分・平成十五年分～平成十九年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年二月二十四日

総務大臣　片山　善博

［その他の政治団体］の部憂國志皇會の2の次に次のように加える。

3　資産等の内訳

（動産）

自動車（1台）　2,000,000　19. 12. 10

○総務省告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、コスモス会及び衆議院議員篠原孝全国後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年二月二十四日

総務大臣　片山　善博

［資金管理団体］の部コスモス会のうち2中

「支出総額　10,207,444」を　9,917,444」に改め、

同部コスモス会のうち4中

「政治活動費　8,826,533」を　8,536,533」に、

「寄附・交付金　1,872,000」を　1,582,000」に改める。

［その他の政治団体］の部衆議院議員篠原孝全国後援会のうち1中

「収入総額　6,208,173

前年繰越額　2,220,093　を

本年収入額　3,988,080」

「収入総額　5,382,173

前年繰越額　1,710,093　に改め、

本年収入額　3,672,080」

同部衆議院議員篠原孝全国後援会のうち2中

「支出総額　5,069,432」を　4,495,432」に改め、

同部衆議院議員篠原孝全国後援会のうち3中

「寄附　3,968,195

個人分　3,968,195」を

「寄附　3,652,195

個人分　3,652,195」に改め、

同部衆議院議員篠原孝全国後援会のうち4中

「政治活動費　4,744,935

組織活動費　1,019,035」を

「政治活動費　4,170,935

組織活動費　445,035」に改め、

同部衆議院議員篠原孝全国後援会のうち5中

「年間五万円　1,522,000

以下のもの　1,206,000」を

「年間五万円

以下のもの」に改める。

○総務省告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、荒井さとし政治活動後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百三十六号（政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分～平成二十一年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年二月二十四日

総務大臣　片山　善博

［その他の政治団体］の部荒井さとし政治活動後援会のうち2中

「支出総額　11,084,675」を　11,521,705」に改め、

同部荒井さとし政治活動後援会のうち4中

「経常経費　4,806,235」を　4,751,812」に、

「備品・消耗品費　1,053,904」を　999,481」に、

「政治活動費　6,278,440」を　6,769,893」に、

「寄附・交付金　2,553,769」を　3,045,222」に改める。

○総務省告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、社会民主党、国民新党参議院比例区福岡県第一支部、民主党参議院比例区第22総支部、小沢さきひとを育てる会、国際生活文化研究所、コスモス会、春秋会（北村　誠吾）、淳風会、庄政会、親和会、全国製造基盤フォーラム、草志会、東京西武会、みつの会、未来創造研究会（田野瀬良太郎）、山梨フォーラム、友愛政経懇話会、陸山会、けんこう冬日会、衆議院議員篠原孝全国後援会、誠山会（小原　貞裕）、平河後援会及び松村よしふみ後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第四百二十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年二月二十四日

総務大臣　片山　善博